

令和5年度 第1回大船渡市地域公共交通会議

日 時：令和5年6月19日（月） 午後1時30分～

場 所：シーパル大船渡 2階大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 令和4年度市内公共交通サービスの利用実績について 別添資料

4 協 議

- (1) 令和4年度事業報告及び収入支出決算について
- (2) 令和5年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について
- (3) 国庫補助事業「地域内フィーダー系統確保維持計画」の申請について
- (4) 日頃市地区デマンド交通の運行内容の見直しについて

5 そ の 他

6 閉 会

大船渡市地域公共交通会議委員名簿

任期：令和4年9月1日～令和6年3月31日

No.	区 分	団 体	役職名	氏 名	備 考
1	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者	岩手県交通株式会社	乗合自動車部運行課長	小 岩 洋 一	
2		公益社団法人岩手県バス協会	専務理事	菅 原 克 也	
3		一般社団法人岩手県タクシー協会 気仙支部	支部長	佐 藤 保	
4	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体を代表する者	岩手県交通運輸産業労働組合協議会	岩手県交通労働組合 大船渡支部長	千 田 淳	
5	市民又は利用者の代表	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会	総務課課長補佐	石 橋 厚 子	
6		大船渡市PTA連合会	立根小学校PTA会長	千 葉 寿 樹	
7		岩手県高等学校PTA連合会 気仙地区連絡協議会	大船渡高等学校PTA会長	今 野 智 亮	
8		大船渡市各種女性団体連絡協議会	代議員	千葉 エツ子	
9		大船渡商工会議所	経営支援部課長	志 田 恵 子	副会長
10		大船渡市老人クラブ連合会	副会長	佐 藤 恵 子	
11		大船渡市地区公民館連絡協議会	会長	佐 藤 惟 司	
12	国及び県の関係行政機関の職員	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官 企画調整部門	村 林 真 悟	
13		国土交通省東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官 輸送監査部門	竹 林 孝 也	
14		国土交通省東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	大船渡維持出張所長	鷹 木 譲	
15		岩手県沿岸広域振興局 経営企画部大船渡地域振興センター	地域振興課長兼 復興推進課長	大 山 博 幸	
16		岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	道路整備課長	櫻 井 秀 明	
17		岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	河川港湾課長	柴 田 秀 則	
18		岩手県公安委員会 岩手県警察本部交通部	交通規制課長	南 部 一 成	
19		岩手県警察大船渡警察署	交通課長	板 垣 将 人	
20	その他市長が必要と認める者	岩手県立大学総合政策学部	准教授	宇佐美 誠史	会長
21		東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	気仙沼統括センター所長	柴 田 博 之	
22		三陸鉄道株式会社	大船渡派出所長兼盛駅長	山 蔭 康 明	
23		一般社団法人大船渡市観光物産協会	主事	佐 藤 李 沙	
24		大船渡観光バス事業協同組合	理事	佐 藤 秀 之	
25	市職員	大船渡市	企画政策部長	江 刺 雄 輝	
26		大船渡市	協働まちづくり部長	佐 藤 信 一	
27		大船渡市	市民生活部長	新 沼 徹	
28		大船渡市	保健福祉部長	金 野 久 志	
29		大船渡市	都市整備部長	金 野 尚 一	
30		大船渡市教育委員会	教育次長	伊 藤 真 紀 子	

(1) 令和4年度事業報告及び収入支出決算について

○第1回大船渡市地域公共交通会議

開催日 令和4年6月29日(水)

- 協議事項 (1) 令和3年度事業報告及び収入支出決算について
(2) 令和4年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)について
(3) 国庫補助事業「地域内フィーダー系統補助維持計画」の申請について
(4) 越喜来地区デマンド交通実証実験の運行内容の見直しについて

委員 22名出席

○第2回大船渡市地域公共交通会議

開催日 令和5年1月26日(木)

- 協議事項 (1) 会長の互選について
(2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価(1次評価)について

委員 25名出席

<地域内フィーダー系統補助事業>

○概要

計画期間：令和4年10月1日～令和5年9月30日

運行を確保維持する路線：碁石線、立根田谷線、綾里外口線

運行者：岩手県交通株式会社

事業内容：補助申請した系統は、生活に不可欠な路線であるため、本事業により路線を維持・確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくもの。補助対象事業者は、岩手県交通㈱となっており、補助分は国から事業者へ直接補助。(令和4年度国庫補助金：13,334千円)

令和4年度大船渡市地域公共交通会議 収入支出決算書

《収入の部》

(単位:円)

款	項	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 (B)-(A)	摘 要
1 補 助 金		255,000	255,000	0	
	1 補 助 金	0	0	0	
	2 負 担 金	255,000	255,000	0	大船渡市負担金
2 雑 収 入		0	0	0	
	1 雑 収 入	0	0	0	
3 繰 越 金		115,062	115,062	0	
	1 繰 越 金	115,062	115,062	0	繰越金
合 計		370,062	370,062	0	

《支出の部》

(単位:円)

款	項	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 (B)-(A)	摘 要
1 事 務 局 費		93,000	76,526	△ 16,474	
	1 旅 費	40,000	33,078	△ 6,922	会議等出席旅費
	2 賃 借 料	2,000	0	△ 2,000	
	3 消 耗 品 費	1,000	0	△ 1,000	
	4 通信運搬費	50,000	43,448	△ 6,552	振込手数料
2 報 酬 費		240,000	110,000	△ 130,000	
	1 報 酬 費	240,000	110,000	△ 130,000	委員報酬費
3 事 業 費		0	0	0	
	1 委 託 料	0	0	0	
4 予 備 費		37,062	0	△ 37,062	
	1 予 備 費	37,062	0	△ 37,062	
合 計		370,062	186,526	△ 183,536	

収入済額 370,062円 - 支出済額 186,526円 = 差引残額 183,536円

監 査 報 告 書

令和4年度大船渡市地域公共交通会議会計の諸帳簿、証書類を監査した結果、
適正に処理されていることを確認したので、報告いたします。

監査年月日 令和5年5月12日（金）

監 査 場 所 三陸鉄道㈱大船渡派出所及び千葉梅商店

令和5年 6 月 19 日

監 事 山 蔭 康 明



監 事 千 葉 エツ子



(2) 令和5年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)について

令和5年度においても引き続き、市内路線バスを維持させるため、バス事業者へ直接補助される国庫補助事業「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用し、住民の交通手段の確保を行うこととします。

令和4年3月に策定した大船渡市地域公共交通計画に記載する各施策事業に取り組んでいく上で、既存の交通サービスを最大限活用し、地域の実情に応じた交通サービスの維持・確保を実現していくために必要な補助メニューを模索しながら、行政や交通事業者だけでなく、地域との連携・協働により地域公共交通の維持・確保に向けた取組を行っていくこととします。（「大船渡市地域公共交通計画」P39～P49 参照）

令和5年度大船渡市地域公共交通会議 収入支出予算（案）

《収入の部》

（単位：円）

款	項	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B)	説明
1 補助金		255,000	255,000	0	
	1 補助金	0	0	0	
	2 負担金	255,000	255,000	0	大船渡市負担金
2 雑収入		0	0	0	
	1 雑収入	0	0	0	
3 繰越金		183,536	115,062	68,474	
	1 繰越金	183,536	115,062	68,474	繰越金
合 計		438,536	370,062	68,474	

《支出の部》

（単位：円）

款	項	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B)	説明
1 事務局費		93,000	93,000	0	
	1 旅 費	40,000	40,000	0	会議等出席旅費
	2 賃 借 料	2,000	2,000	0	駐車料
	3 消耗品費	1,000	1,000	0	事務用品等
	4 通信運搬費	50,000	50,000	0	振込手数料
2 報酬費		240,000	240,000	0	
	1 報 酬 費	240,000	240,000	0	委員報酬費
3 事業費		0	0	0	
	1 委 託 料	0	0	0	
4 予備費		105,536	37,062	68,474	
	1 予 備 費	105,536	37,062	68,474	
合 計		438,536	370,062	68,474	

各項目において、不足が生じた場合は、他の項目から流用することとします。

(3) 国庫補助事業「地域内フィーダー系統確保維持計画」の申請について

1 事業実施の趣旨

当市では、令和元年5月31日をもって市内の応急仮設住宅の入居者が全員退去となったことから「特定被災地域公共交通調査事業」が補助対象外となり、現在は国庫補助メニューである「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用し、対象路線の運行を確保・維持しております。

昨年、計画認定を受けた「地域内フィーダー系統確保維持計画」について、令和5年10月以降の運行についても、同様に市が認定申請を行い、補助申請については、補助対象事業者（バス事業者）である岩手県交通株式会社が行うものです。

認定申請の必要書類である「地域内フィーダー系統確保維持計画」について、大船渡市地域交通会議委員の皆様の同意を得て、事業を実施するものです。

2 事業実施期間

令和5年10月1日～令和6年9月30日まで

3 運行を確保・維持する路線

(1) 路線名 基石線、立根田谷線、綾里外口線

※丸森立根線については、基石線と重複することから、補助対象外のため、本計画には載せておりません。

(2) 運行予定者 岩手県交通株式会社

令和5年6月 日

（名称）大船渡市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

大船渡市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大船渡市は、岩手県の沿岸南部に位置し、北は釜石市、南は陸前高田市、西は住田町に接しており、総面積は322.51平方キロメートルである。

市内公共交通は、JR大船渡線BRTと三陸鉄道リアス線の2路線を幹線交通とし、市内を広範囲に運行する路線バスのほか、デマンド交通、患者輸送車などにより構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、病院、商店等が住民の日常生活機能を担う中で、運転できない高齢者を中心に、生活に不可欠な移動手段として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

本申請に係る系統（碁石線、立根田谷線、綾里外口線）は、幹線交通に接続し、市の中心部から郊外にかけて運行する路線バスである。

これらの路線の運行存続については、沿線住民の人口の減少、運転手不足等の様々な問題があるが、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線であるため、地域公共交通確保維持事業により、碁石線、立根田谷線、綾里外口線を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

「大船渡市地域公共交通計画」において、“市民と共に創り、誰もが安心して利用できる「将来まで続く交通体系」の実現”を基本目標とし、当該事業の目標を達成するために、以下のとおり目標を定める。

（「大船渡市地域公共交通計画」P40 参照）

指標	現況値（R2）	目標値（R7）
地域内フィーダー系統の利用者数	下記のとおり	下記のとおり

地域内フィーダー系統の利用者数

路線名	現況値（R2）	目標値（R7）
碁石線	12.0 人	12.0 人以上
立根田谷線	3.9 人	4.0 人以上
綾里外口線	8.8 人	9.0 人以上

指標	現況値（R2）	目標値（R7）
市内路線バスの利用者数	65,383 人	100,000 人

指標	現況値 (R2)	目標値 (R7)
市内路線バスの収支率	39.7%	50.0%

指標	現況値 (R2)	目標値 (R7)
市内の移動サービスに対する負担額	73,099 千円	73,000 千円

(2) 事業の効果

市内路線バスを維持することにより、住民の生活交通手段が確保される。
 既存の公共交通との連携により、効率的な運行体系が実現できる。
 外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進が期待できる。
 持続可能な交通体系の構築につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○「交通資源を生かした地域内交通の運行」

- ・各交通手段の役割を明確化し、分かりやすく効率的な交通体系への見直し・改善を図る。【大船渡市、交通事業者】
- ・利用実態に応じたダイヤ編成を検討する。【大船渡市、公共交通事業者】

○「情報の見やすさ・分かりやすさの改善」

- ・複数の交通手段が連携した交通体系を構築する上で、交通機関を乗り継ぎしやすい利用環境への改善及び各交通手段の案内情報の充実に向け、運行ルート・運賃・運行時刻の情報提供を行う。【大船渡市】
- ・各バス停留所への路線図等の表示を行い、利用しやすい環境づくりを実施する。【大船渡市、交通事業者】

○「モビリティマネジメントの推進」

- ・「公共交通の使い方が分からない」を解消するための乗り方教室の実施や情報案内等の提供や発信等、自動車依存からの転換に向け、公共交通の利用促進を図る。【大船渡市、交通事業者】
- ・公共交通の利用者側の意識変容の働きかけに取り組む。【大船渡市】

(「大船渡市地域公共交通計画」 P39～48 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

大船渡市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

岩手県交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論 令和5年6月19日（第1回） 事業内容について協議 ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の承認について
21. 利用者等の意見の反映状況 公共交通利用者を対象にアンケート調査を実施し、地域の実情に合った交通サービスの検討材料とする。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課長 岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター河川港湾課長 岩手県沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター地域振興課長兼復興推進課長
関係市区町村	大船渡市企画政策部長、大船渡市協働まちづくり部長、 大船渡市市民生活部長、大船渡市保健福祉部長、 大船渡市都市整備部長、大船渡市教育委員会教育次長
交通事業者・交通施設管理者等	岩手県交通株式会社乗合自動車部運行課長 公益社団法人岩手県バス協会専務理事 一般財団法人岩手県タクシー協会気仙支部長 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社気仙沼統括センター所長 三陸鉄道株式会社運行本部大船渡派出所長兼盛駅長 岩手県警察大船渡警察署交通課長 岩手県公安委員会岩手県警察本部交通規制課長
地方運輸局	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整） 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局首席運輸企画専門官（運輸監査）
その他協議会が必要と認める者	国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所大船渡維持出張所長 岩手県立大学総合政策学部准教授 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会課長補佐 大船渡市 PTA 連合会立根小学校 PTA 会長 岩手県立高等学校 PTA 連合会気仙地区連絡協議会大船渡高等学校 PTA 会長 大船渡市各種女性団体連絡協議会代議員 大船渡商工会議所経営支援部課長 大船渡市老人クラブ連合会副会長 大船渡市地区公民館連絡協議会長 一般社団法人大船渡市観光物産協会主事 岩手県交通運輸産業労働組合協議会岩手県交通労働組合執行委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15

（所 属）商工港湾部企業立地港湾課

（氏 名）今野 宏

（電 話）0192-27-3111

（e-mail）001881@city.ofunato.iwate.jp

（LGWAN）001881@city.ofunato.lg.jp ※官公庁用

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大船渡市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	29,665
交通不便地域	34,728

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
34,728	市内全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
大船渡市地域公共交通計画	令和4年3月18日	令和5年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

路線図

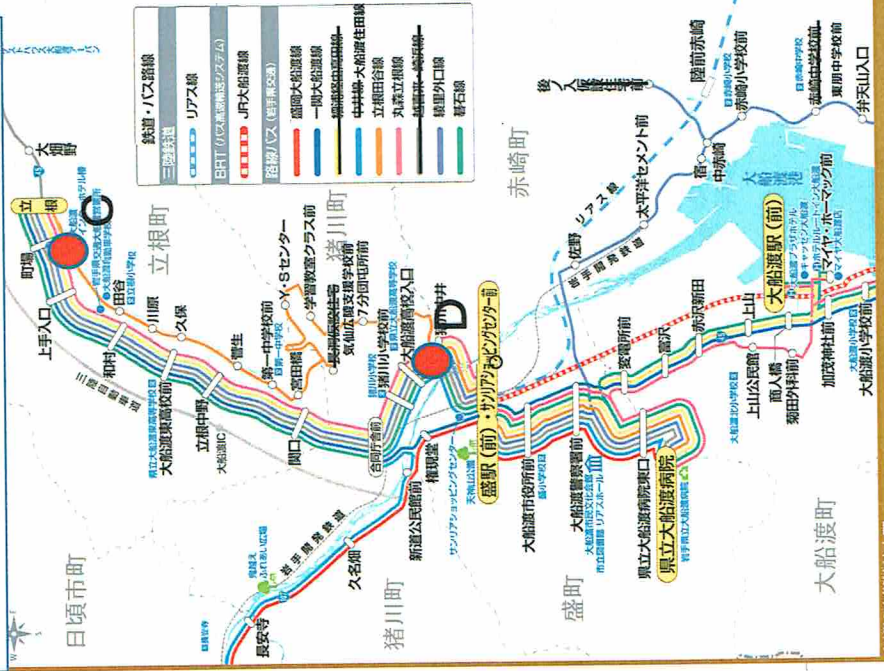
地域内フィーダー系統補助対象系統：碓氷線、立根田谷線、綾里外口線
(既存路線との重複する区間のキロ程)

■非重複区間について

立根田谷線 (系統総延長 10.9km) のうち

既存路線との非重複区間 (C-D間) は 6.5km【非重複比率 60%】

鉄道・バス路線	三陸鉄道
バス路線	リアス線
BT (バス・タクシー・バス・タクシー)	BT (バス・タクシー・バス・タクシー)
JR大船渡線	JR大船渡線
碓氷線	碓氷線
立根田谷線	立根田谷線
綾里外口線	綾里外口線
碓氷線	碓氷線



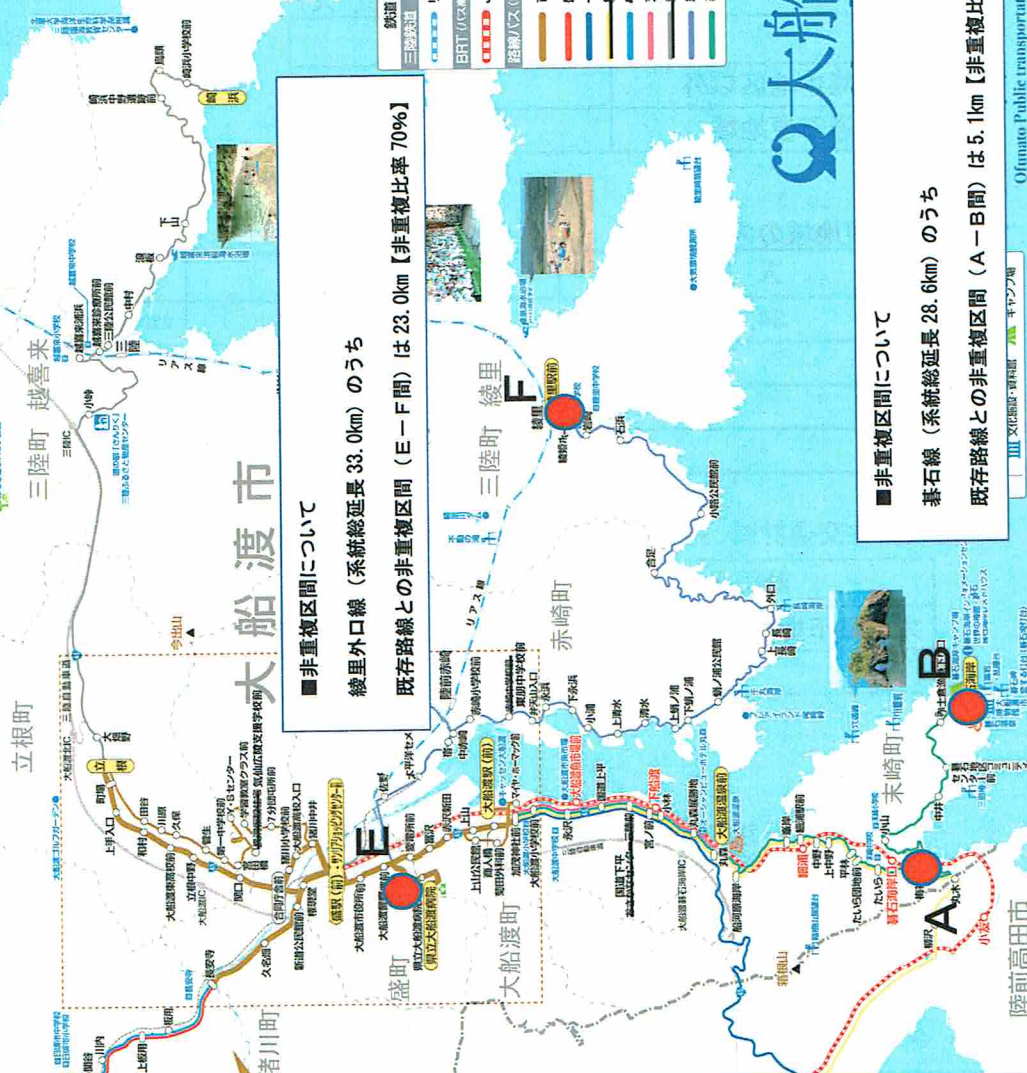
大船渡

■非重複区間について

碓氷線 (系統総延長 28.6km) のうち

既存路線との非重複区間 (A-B間) は 5.1km【非重複比率 18%】

鉄道・バス路線	三陸鉄道
バス路線	リアス線
BT (バス・タクシー・バス・タクシー)	BT (バス・タクシー・バス・タクシー)
JR大船渡線	JR大船渡線
碓氷線	碓氷線
立根田谷線	立根田谷線
綾里外口線	綾里外口線
碓氷線	碓氷線



■非重複区間について

綾里外口線 (系統総延長 33.0km) のうち

既存路線との非重複区間 (E-F間) は 23.0km【非重複比率 70%】

鉄道・バス路線	三陸鉄道
バス路線	リアス線
BT (バス・タクシー・バス・タクシー)	BT (バス・タクシー・バス・タクシー)
JR大船渡線	JR大船渡線
碓氷線	碓氷線
立根田谷線	立根田谷線
綾里外口線	綾里外口線
碓氷線	碓氷線

大船渡

大船渡市街地周辺地図

(4) 日頃市地区デマンド交通の運行内容の見直しについて

1 運行内容の見直し

日頃市地区デマンド交通は、地域の生活交通の確保と交通空白地域の解消を図るため、地域内を運行する交通サービス手段の一つとして位置づけており、平成27年10月から運行を開始しました。

現在、運行事業者が道路運送法第4条の許可を取得し、本格運行しておりますが、デマンド交通を持続可能な地域の実情に合った移動手段として定着させていくためには、利用者が利用しやすいように運行内容を見直ししていく必要があります。

これまでの運行実績や利用状況を基に、デマンド交通利用者からの意見を取り入れ、下記のとおり運行区域、利用方法を変更したいと考えており、令和5年10月から変更後の運行にあたり、運行内容の見直しについてご協議いただき、大船渡市地域公共交通会議委員の皆様の承認を得て実施するものです。

2 事業実施期間（運行期間）

令和5年10月1日～令和6年3月31日

※土日、祝祭日及び12月29日～1月3日は運休とします。

3 運行区域

日頃市地区内～大船渡市役所前・盛駅前・サンリア前・大船渡病院前

大船渡駅前・マイヤ大船渡店前 マイヤインター店前

4 運行方式

利用者の自宅等と目的地間の運行

5 利用方法

利用者は事前に登録を行い、予約センターに予約を入れ、キャンセルする場合も予約センターへ連絡します。

午前の便を利用する場合は前日 16:30 17:30 までに、

午後の便を利用する場合は当日 10:00 11:30 までに予約する。

6 運賃

(1) 普通運賃

日頃市地区内	500 円／回
日頃市地区 ⇄ 大船渡市役所・盛駅前・サンリア前・大船渡病院前・ <u>マイヤインター店前</u>	1,000 円／回

(2) 小学生以下の料金

- ・就学前児童：無料
- ・小学生：半額

※小学生以下の利用に際しては、保護者の同伴を原則とします。

(3) 運賃の割引について

身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者に対する割引、児童福祉法の適用を受ける者に対する割引は、5割引を適用します。

7 運行ダイヤ

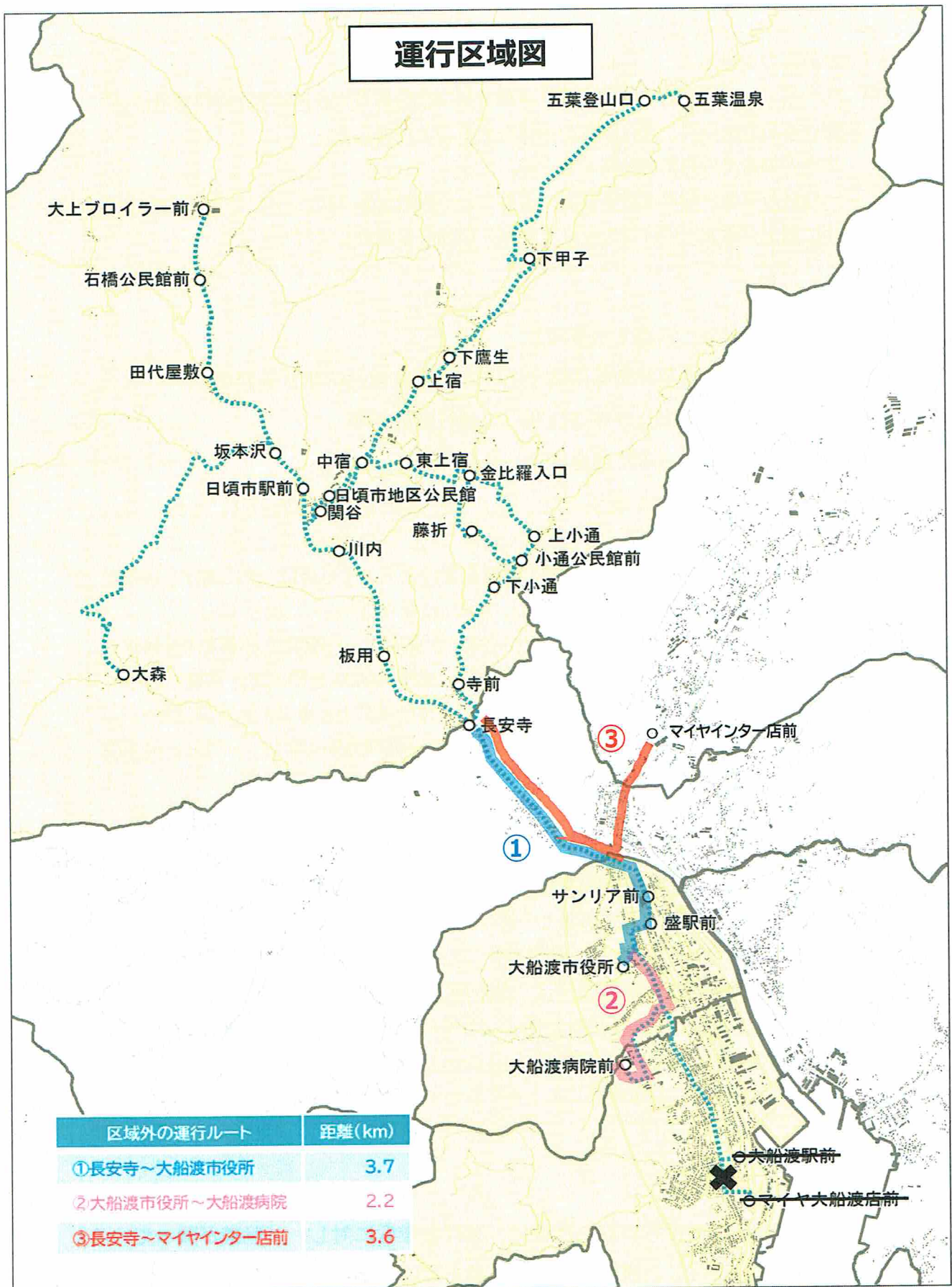
	1 便	2 便	3 便	4 便
行き（日頃市発）	7:00	9:00	10:30	13:00
帰り（日頃市・盛・大船渡 <u>立根発</u> ）	12:00	15:00		

（※利用予約がない場合は運行しません。）

《変更点》

- ①大船渡駅前、マイヤ大船渡店前の利用が少ないことから、マイヤインター店前に運行区域を変更。
- ②帰りの便を利用する場合、当日 10:00 までの予約としていたが、それでは病院が終わるか分からないとの声が多いため、11:30 までに変更。
また、行きの便を利用する場合、前日 16:30 までを 17:30 までに予約時間を変更。

運行区域図



※道路運送法（抜粋）

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

【地域公共交通会議に協議する事項】

①区域運行に係る事業計画等に関すること（道路運送法第5条関係）

・営業区域 ・系統及び運送区間 ・運行時間帯等

②運賃に関すること（道路運送法第9条関係）

（許可申請）

第五条 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【協議後の流れ】

地域公共交通会議の合意が取れた後に、運行事業者に対し、「協議が調っていることの証明書」を交付し、運輸局へ各種申請を行います（標準処理期間は、概ね2カ月程度）

改正

平成24年3月30日告示第67号

平成28年4月1日告示第79号

平成29年5月11日告示第108号

令和2年10月9日告示第171号

令和4年8月29日商工港湾部長決裁

大船渡市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1 大船渡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の構成員)

第3 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体を代表する者
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 国及び県の関係行政機関の職員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の役員)

第5 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、互選により選出し、副会長は委員の中から、会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 交通会議の議事は、関係者間の合意形成を目指して十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席委員の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第7 交通会議において協議が調った事項の軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9 第2各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。

(事務局)

第10 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、大船渡市交通担当課内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第11 交通会議に監事2人を置く。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第12 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14 交通会議が解散した場合における交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

前 文 (抄) (平成24年3月30日告示第67号)

平成24年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成28年4月1日告示第79号)

平成28年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成29年5月11日告示第108号)

平成29年5月11日から施行する。

前 文 (抄) (令和2年10月9日告示第171号)

令和2年10月9日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日商工港湾部長決裁)

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。